

定 款

令和 4 年 6 月 24 日改正

参天製薬株式会社

参天製薬株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は参天製薬株式会社と称し、英文ではSANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.と表示する。

第2条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用医薬品、試薬、医薬部外品、化粧品、食品、食品添加物、飲料品、飼料、飼料添加物、農薬、防疫用薬剤、衛生用具、医療器具、計量器およびその他の化学製品の製造、売買ならびに輸出入。
- 不動産の売買、賃貸借および管理。
- 機械器具の売買、賃貸借およびその仲介業。
- 倉庫業。
- 貨物自動車運送事業および自動車運送取扱事業。
- クリーニング業。
- 前各号に附帯関連する一切の事業ならびに投資。

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 取締役会
- 監査役
- 監査役会
- 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1,100,000,000 株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 10 条 (単元未満株式の買増請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求することができる。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 12 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社にさしださなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第22条（代表取締役および役付取締役等）

取締役会は、その決議をもって、代表取締役3名以内を選定する。

- ②取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。
- ③取締役会は、その決議をもって、取締役中より最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）各1名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款で定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条（監査役の員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第29条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

②補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第31条（常勤監査役および常任監査役）

監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。

②前項のほか、監査役会はその決議によって、常任監査役を選定することができる。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第33条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款で定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第34条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（社外監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 計 算

第 36 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 37 条（期末配当および基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日を期末配当の基準日として、株主総会の決議により、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第 38 条（中間配当および基準日）

当会社は、毎年 9 月 30 日を中間配当の基準日として、取締役会の決議により、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第 39 条（除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

（附則）

現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ②前項の規定にかかわらず、2022 年 6 月 1 日から 2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。